

# 架空請求の被害が急増中

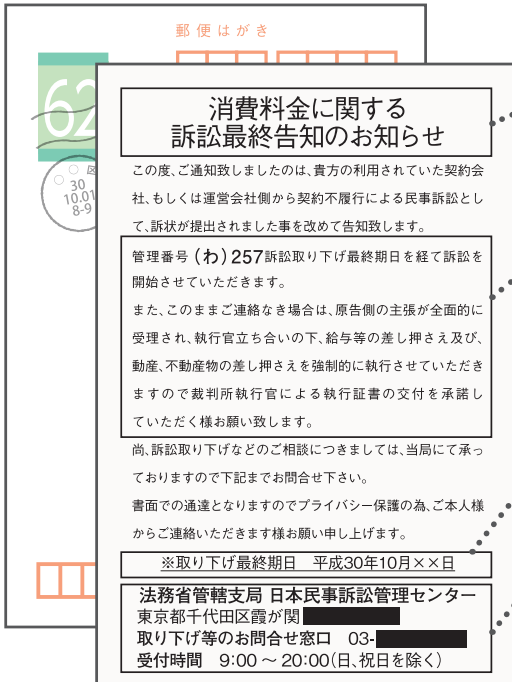
## 身に覚えのないハガキにご注意を

府内での架空請求に関する相談数

平成29年度に  
**1,272件!**  
(そのうち55.7%が高齢者の相談)  
※平成28年度の約**63**倍

ある日...

「法務省」などと書かれ、「料金未払いがあり、連絡しないと強制執行する」というハガキが届いた。



あれ?

住所も名前も合ってる。なんの料金やろう。最終告知ってなんやろ?

なに?

「訴訟を開始」  
「差し押さえを強制的に執行」  
「執行証書の交付」  
...怖くなってきたわ。

えっ!

期日もうすぐやん。早くなんとかしないと。

ほんまかな?

「法務省」って書かれて  
いるし、消印も東京やし...  
どうしよう。  
とりあえず電話してみよう。



ハガキの内容は、架空請求  
対策パッケージ(平成30年  
7月22日消費者政策会議  
決定)を基に作成。

**だまされた!**

電話で言われるがまま「取り下げ料」として  
10万円を支払ってしまった。

### 心当たりがあってもなくても、絶対に連絡しない!

▶ **決して相手に連絡せず、無視する**ようにしましょう。

支払った後にだまされたと気付いても、相手と連絡が取れないことが多く、被害回復が困難です。連絡をしまうと、個人情報聞き出され、その情報を基にさらに金銭を要求される可能性があります。また、差し押さえの正式な通知は裁判所から、ハガキではなく「特別送達」(郵便物の特殊扱いの一つ)で送られてきます。

消費者庁ウェブサイトも参考にしてください。

HP [それ、詐欺かもしれません!](#) 消費者庁

検索

### 被害に遭わないための「あいうえお」

知らない人が訪ねてきたり、電話がかかってきたら、消費者トラブルに遭わないための「あいうえお」を思い出してください。

- あ** あけない、出ない
- い** いりませんは、はっきりと
- う** うまい話は要注意
- え** えんりよなく周りに相談
- お** おかしいと思ったら、すぐに相談

連絡しなくてもよいか不安なとき・  
おかしいなと思ったときは?



消費者教育推進大使  
大阪府広報担当副知事  
もずやん

### 消費生活相談窓口

にご相談ください!

### 消費者ホットライン

い や や!

**1 8 8** 番

(局番なし)

(お住まいの市町村等の消費生活  
相談窓口をご案内します)